

三島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー等の普及を支援することにより、三島町ゼロカーボンビジョンの実現並びに環境負荷の軽減や災害時における電源確保等を図る目的で、三島町内における住宅用太陽光発電システム等の設置費用の一部に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和52年三島町規則第4号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 この要綱において補助金の交付対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合したものとする。

- (1) 住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であること。
- (2) 低圧配電線と逆潮流有りで連携していること。
- (3) 太陽電池の最大出力が10kW未満であること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- (4) 未使用品であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象システムの設置に要する経費で、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の費用及びこれらを設置する工事に係る費用とする。

- 2 補助金の額は、対象システムを構成する最大出力の合計値（kWを単位とし、小数点以下2桁未満を切り捨てたもの。）に10万円を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）とし、40万円を上限とする。ただし、その額が補助対象経費を上回る場合には、補助対象経費の額とする。
- 3 前項に定める補助金の額について、この要綱による補助金の交付を既に受けている者が申請する場合、40万円から既に交付を受けた額を除いた額を上限とする。

(補助対象者)

第4条 町長は、次に掲げる要件のすべてを満たす者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 自らが居住、又は居住しようとする町内の住宅（店舗、事務所等と兼用している場合を含む。以下同じ。）に対象システムを設置した者
 - (2) 町内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。）を有する、又は対象システム設置の実績報告までに町内に住所変更する者
 - (3) 電力会社と電力受給契約を締結した者
 - (4) 町税を滞納していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。
- (1) この要綱による補助金の交付を既に上限まで受けている者
 - (2) この要綱による補助金の交付の対象となった住宅等または建売住宅に居住し、補助金の交付を受けた者と生計を一にする者
 - (3) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、三島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) システムを設置しようとする住宅の位置
- (2) システムを設置しようとする場所の工事着工前の写真
- (3) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書または見積書の写し
- (4) 設置するシステムの仕様がわかる書類
- (5) 町税を滞納していないことを証した前年度分の納税証明書
- (6) 世帯全員の住民票の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 町長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更する場合または、システム設置中止しようとするときは、速やかに、三島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 町長は、前項の変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金変更決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(状況調査)

第9条 町長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に基づき適切に行われているかどうかの現地調査を行うことができる。

2 町長は、前項の調査の結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、適切に行うよう指示するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条の規定による実績報告をする場合は、実績報告書兼工事完了報告書(様式第5号)により、工事完了の日から起算し30日以内または、交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) システムの設置の状況を確認することができる写真
- (2) システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との電力需給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) 世帯全員の住民票の写し(交付申請時に提出した住民票にて町外に住所を有していた者のみ必要とする)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助

金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に、補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）より通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第 12 条 補助金は規則第 11 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付（概算払）請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第 13 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第 8 号）を提出し、承認を受けなければならない。

（処分の決定）

第 14 条 町長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助事業者に処分決定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（調査等の協力）

第 15 条 町長は、補助事業者に対し、対象システムの年間発電量がわかる資料の提出等、必要に応じて協力を求めるものとし、補助事業者は誠意をもって対応するものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日決済）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日一部改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。